

鴻巣市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (3) 現場管理費 予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (4) 一般管理費 予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円を超える工事とする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額が当該予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の9.2を乗じて得た額、その額が当該予定価に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の7.5を乗じて得た額）から1,000円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(最低制限価格の記載)

第5条 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札結果の通知及び公表)

第7条 入札執行者は、落札者を決定したときは速やかに落札者に落札結果通知を行い、入札結果を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札結果表を閲覧により公表するとともに、電子入札共同システム及び鴻巣市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日より施行する。

附 則 (平成23年7月1日市長決裁)

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

附 則 (平成25年7月2日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入

札の通知をした建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をした建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 25 日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をした建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 5 日市長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日市長決裁）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日市長決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 8 日市長決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。